

プレミアム付商品券について

消費税率の引き上げによる所得の低い人や子育て世帯の人の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とするため、下記の要件にあてはまる人を対象にプレミアム付商品券を販売することになりました。

1. 購入可能な人（ⅠまたはⅡの要件を満たす人です。）

Ⅰ. 低所得者向け（①～④の要件をすべて満たす人）

- ①平成31年1月1日時点で大和郡山市の住民基本台帳に登録されている
（平成31年1月1日以降に死亡した場合は除きます。）
- ②令和元年度（平成31年度）市民税（均等割）が課税されていない
- ③令和元年度（平成31年度）市民税（均等割）が課税されている人の扶養親族などではない
- ④生活保護制度の被保護者等となっていない
※扶養親族などは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者及び16歳未満の年少者を言います。
※所得1000万円を超える人の配偶者も除きます。

Ⅱ. 子育て世帯主向け（①～②の要件をすべて満たす人）

- ①令和元年6月1日時点で大和郡山市の住民基本台帳に登録されている
- ②平成28年4月2日以降に生まれた子がいる世帯主である
（令和元年9月30日までに生まれた子の世帯主が対象となります。）

2. 購入できる商品券

1冊4,000円で販売（額面500円×10枚綴 合計5,000円）

Ⅰの対象者は1人につき5冊2万円まで

Ⅱの対象者は世帯内にいる子1人につき5冊2万円まで

※令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6か月間使用期間を設け、使用できる市内の店舗を公募する予定です。

※商品券を購入するためには別途購入引換券が必要です。

3. 購入引換券について

Ⅰの要件を満たす人は購入引換券の申請が必要になります。

申請受付開始を8月からとし、申請期間を4ヵ月程度として準備を進めております。なお、**対象となる可能性のある人に対し、購入引換券の申請案内をお送りする予定です。**

Ⅱの要件を満たす人は9月に購入引換券を順次発送します。（申請は必要ありません）

詳細は、市ホームページにてお知らせいたします。

問合せ＝プレミアム商品券事務担当（地域振興課内）（内線565）

「プレミアム付商品券」に関して

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、大和郡山市や内閣府などが手数料などの振込を求めることはありません。
- 大和郡山市や内閣府などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。
- 現時点で、大和郡山市や内閣府などが住民のみなさんの世帯構成などの個人情報を照会することはありません。

! プレミアム付商品券の“特殊詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。